

名家連ニュース

令和2年9月16日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.752号

障害年金復習シリーズ②④ 新型コロナに関する情報

❖ 障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長を通知 ❖

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、日本年金機構及び厚生労働省は、障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されました。具体的には、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限がそれぞれ1年間延長されます。これに伴い、令和2年2月から令和2年6月の間に提出期限を迎える方は、現時点で、診断書を作成・提出いただく必要はありません。

また、令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える方には、本年は日本年金機構から、障害状態確認届（診断書）を送付しません。障害状態確認届（診断書）は、来年以降、改めて送付します。

なお、今回の提出期限の延長の対象となる方々には、おって個別にお知らせ文書を送付します。※特別障害給付金の受給資格者も対象となります。

[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害年金診断書の提出期限を1年間延長 \(PDF477KB\)](#)



pixta.jp - 59396592

❖ 精神保健福祉手帳更新手続の臨時的な取扱いを通知 ❖

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）に事務連絡で周知しました。

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。



医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。

URLは <https://www.mhlw.go.jp/content/000625097.pdf>

❖ 自立支援医療(精神通院医療)の取扱いについても通知 ❖



厚生労働省は、自立支援医療（精神通院医療）等の公費負担医療等について、全国の受給者（令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者に限る。）を対象に、有効期間の満了日を原則として1年間延長する措置を講じるよう各都道府県等に通知しました。

URLは <https://www.mhlw.go.jp/content/000624397.pdf>

pixta.jp - 54412621